

令和4年3月2日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

	ページ
1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管 条例の見直し結果について.....	1
2 「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の取組状況について.....	5
3 とともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について.....	8
4 「かながわ人権施策推進指針」の改定について.....	10
5 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会について.....	15
6 当事者目線の障がい福祉実現宣言の修正について.....	21
7 (仮称) 当事者目線の障がい福祉推進条例の制定について.....	28
8 大和市で発生した児童虐待死亡事件について.....	31
9 「神奈川県手話推進計画」の改定について.....	33
10 「神奈川県障がい福祉計画」の改定について.....	37
11 津久井やまゆり園の再生について.....	41
12 さがみ緑風園等の指定管理者の募集について.....	44
13 中井やまゆり園における利用者支援について.....	45

## 1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 条例の見直しの結果

#### 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条例名	見直し結果
1	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
2	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	

#### 改正及び運用の改善等を検討する条例

	条例名	見直し結果
1	神奈川県手話言語条例	令和3年度に改定を予定している「神奈川県手話推進計画」において課題に対応するだけではなく、条例においても対応が必要な部分があることから、その改正を検討する。

参 考

条例の見直し結果概要

条 例 名	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成 26 年神奈川県条例第 52 号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	
条 例 の 概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を都道府県の条例で定めなければならないとされており、本条例は必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づく幼保連携型認定こども園の認可及び認可後の運営により、多様な教育・保育サービスの充実に効果を上げていることから、本条例は有効に機能している。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例に定める幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準における規制の程度は、必要最小限のものであり、効率的なものである。
	基本方針 適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例は、子どもたち一人ひとりが必要な保育や幼児教育を受けられるよう、保育所などにおける受入体制の充実や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供の支援を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本構想に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しない）</small>	本条例は、主務省令である「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に従い、又は参酌した内容となっている。また、当該省令の改正に伴い、本条例も改正を行っているため、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>④ 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>⑤ 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	
条 例 番 号	昭和 44 年神奈川県条例第 9 号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	
条 例 の 概 要	在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	本条例は、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的に、在宅の重度障害者等に対して支給する神奈川県在宅重度障害者等手当の支給要件等を定めるものであり、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	手当を支給することにより、本人や介護する家族の経済的、精神的負担の軽減に寄与しており、有効である。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める手当の支給要件等は、明確かつ必要な範囲のものであり、効率的である。
	基本方針 適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例に基づき支給する手当は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画のプロジェクト4「障がい児・者」の「障がい児・者の生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しない）</small>	本条例は、在宅の重度障害者等に対する手当の支給について定めるものであり、憲法、法令に抵触しない。
	その他	
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県手話言語条例	
条 例 番 号	平成 26 年神奈川県条例第 89 号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	
条 例 の 概 要	ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	本条例は、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的としており、その目的に向けて取組は進みつつあるが、まだその目的が十分に達成されているわけではなく、取組を継続していく必要がある。 また、国においても「手話言語法」の制定の動き等はあるものの、現時点でその内容や制定時期などは未定である。 これらの状況に鑑み、県において手話の普及推進について引き続き検討していく必要がある。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例が制定されたことにより、県民生活における様々な場面で、県民がろう者に基本的な手話の対応ができるように、民間事業者等が実施する手話講習会への手話講師の派遣や、手話学習用教材の作成、配布などの取組を進めており、手話の普及推進を図る上で、本条例の規定は有効である。 一方で、ろう者への理解を深める取組の推進やろう児の手話の獲得の機会の充実、非常時も含めた手話による情報取得や手話が使用される機会の充実といった、手話を使用しやすい環境の整備、専門的な人材の計画的な養成や活動環境の充実などは引き続き課題であり、条例の改正や条例に基づき策定する計画において対応を検討する必要がある。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	この条例に基づく手話推進計画が策定され、その計画に沿って様々な取組が進められており、効率的に機能している。
	基本方針 適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	条例の基本方針は、「かながわグランドデザイン」にある、「誰もがその人らしくくらす地域社会の実現に向けて、障がい児・者を取り巻く社会的障壁の排除や障がいに対する理解促進に取り組む」という方向性に合致している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しない）</small>	特に法に抵触するような内容はない。
	その他	
	見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>④ 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>

## 2 「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の取組状況について

全庁横断的にコロナ禍の生活困窮者対策を進めるため、知事を本部長として設置した「神奈川県生活困窮者対策推進本部」における福祉子どもみらい局関係の取組状況を報告する。

### (1) 取組状況

#### ア 令和3年度の取組

コロナ禍の生活困窮者対策は喫緊の課題であるため、既決予算の活用などにより、実施可能な事業から、順次、着手している。

- ・ SDGsアクションとして、フードドライブの展開
- ・ かながわ女性の不安・困りごと相談室の設置
- ・ ケアラーへの支援
- ・ ケアラー支援ポータルサイトの開設

#### イ 令和4年度当初予算案に計上した主な支援策

##### (ア) 子どもへの支援

コロナ禍でニーズが高まっている子ども食堂の活動継続のため、新しい生活様式に対応した取組を行う子ども食堂に協力金を支給するとともに、活動団体のネットワーク化を支援する。

##### (イ) 女性への支援

不安や課題を抱える女性一人ひとりに応じた支援につなげるため、総合相談窓口の設置、女性専用の無料低額宿泊所への訪問支援、窓口等への同行支援を行う。また、生理用品の配布等を行う。

##### (ウ) 孤独・孤立に陥っている方への支援

###### a ひきこもり等への支援

ひきこもり等の当事者や家族を支援するため、「ひきこもり地域支援センター」での電話相談等を受け付けるほか、新たに多職種支援チームを配置するなど、市町村等への支援を強化する。また、SNS相談を実施する。

###### b ケアラーへの支援

ケアラーに対して、メンタルケア等の医療との連携、法律相談及びアウトリーチによる生活支援等を行う。

###### c ケアラー・ヤングケアラーへの支援

ケアラーを支援するため、相談窓口の設置、ケアラー支援専門員の配置、ケアラーズカフェの支援、ヤングケアラーの学習支援を行う。

## ウ 対話の広場の開催

「見えない困窮」とも言われるコロナ禍の生活困窮の実情を把握して課題解決を進めるため、1月31日に、知事が直接県民の皆様と意見交換を行う対話の広場を開催した。

### (ア) ゲスト

- ・ 子ども食堂の利用者・運営者
- ・ 困難を抱える女性・女性の困窮に取り組む支援者
- ・ ケアリーバー、ヤングケアラー、及び支援者

### (イ) 当日参加者数等

- ・ 283名が参加
- ・ Twitterによる意見 22件

### (ウ) ゲストからの主な意見・提言

- ・ どのような家庭で育っても、どの施設で暮らしていても、公平にチャレンジする機会がほしい。(ケアリーバー)
- ・ 育つ家庭を選ぶ術を持たない子どもたちが突然ケアの場に立たされ、本来は大人が担うような責任や判断を任されたときどうするかが課題だ。(ヤングケアラー)
- ・ 生理用品の購入をためらう世帯もたくさんある。女の子たちが生理について前向きに捉えられるような世の中になればいいと思う。(ひとり親)
- ・ シングルファーザーは、社会ではマイノリティであり、孤立しているからこそケアが必要。(ひとり親支援者)
- ・ ゆっくりと家族で参加して楽しむ子ども食堂の存在は、とても助かっている。(子ども食堂利用者)

### (エ) ZOOM参加者からの主な意見

- ・ 困りごとはパターン化できるので、デジタル化してAIの活用を検討してほしい。(フードバンク・子ども食堂関係者)
- ・ SNSを使ったグループを立ち上げて、横のつながりを支援してもらいたい。(不登校支援者)

## エ NPOへのヒアリングの実施

コロナ禍の困窮の実情を把握し解決の手法を探るため、生活困窮者支援に取り組むNPOへのヒアリングを実施している。

### (ア) ヒアリング実施先（2月18日現在）

（一社）インクルージョンネットかながわ等7団体



(イ) 現在までに把握した主な意見

a 支援対象の状況

- ・ 在宅勤務の拡大や収入減少により、家族間の人間関係が悪化し、心理的な抑圧等が内在化しているおそれがある。
- ・ 子ども食堂は、子どもがいる世帯だけではなく、生活に困窮する若者や高齢者にも利用が広がっている。
- ・ オンライン授業や課外活動の停止等により、孤立・孤独を感じる若者や、本人の収入減少による相談が増えている。
- ・ 非正規雇用であった40～50代の住居喪失又はその恐れがある方からの相談が目立つようになっている。

b 支援ニーズ

- ・ 収入減少の長期化により、生活費、生活物資の支援や、低家賃住居への転居の相談が増えている。
- ・ 情報を入手し難い層への丁寧な支援が必要である。
- ・ 前年度収入の未申告など制度の不理解により、給付や減免などの低所得者に対する支援が届いていない場合がある。
- ・ 虐待等の事情により家族や親族から離れた単身の若い世代への支援が必要である。

(ウ) アンケートの実施

ヒアリングを行わない団体に対しても、アンケートを実施して課題の把握を進めている。

(2) 今後の取組

ア 各局等と連携して、令和4年度当初予算案に計上した「公助」の取組を推進

イ 対話の広場、NPOヒアリングにより把握した課題の検討、実施

ウ いのち・未来戦略本部室との連携によるSDGsを道しるべにした「共助」による課題解決の取組の推進

### 3 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和3年度の取組等について報告する。

#### (1) 令和3年度の取組

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、着実な憲章の理念の普及を図るため、県のたより、ホームページ、SNS等の様々な手法を活用するとともに、市町村、企業・団体、大学及び県教育委員会と連携しながら、憲章の理念の普及に取り組んだ。

今年度の県民ニーズ調査において、憲章の認知度は、前年度比3.9ポイント増の26.8%となった。

#### ア 津久井やまゆり園事件の追悼

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、新たに開所した津久井やまゆり園で追悼式を実施するとともに、鎮魂のモニュメントでの献花を行った。

#### イ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」の普及活動

7月26日（月）から8月1日（日）までの推進週間に、県のたより、タウン誌、ポスターの駅貼り等、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施した。

#### ウ 憲章の認知度向上に向けた継続的な広報活動

推進週間以降も、憲章策定日の10月14日までを憲章の認知度向上に向けた取組の強化期間として、駅、各施設及び自治会掲示板でのポスター掲示といった県内随所での広告により、継続的な広報活動を実施した。

#### エ 市町村との連携

市町村と連携した取組を県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

- ・ 市町村の広報誌への憲章のPR文の掲載
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示の実施
- ・ 市町村の協力を得て、自治会等の掲示板で憲章のポスターを掲示
- ・ 令和3年11月18・19日に開催された鎌倉市主催の「地域共生社会推進全国サミット」と連携し、憲章の普及啓発を実施

## オ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、憲章の理念の普及を図った。

- ・ 障がい理解のコンテンツを持っている企業や団体の情報をホームページで発信し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 憲章の理念に賛同した企業との車いすスポークカバーの製作・販売
- ・ 障がい福祉サービス事業所と連携した憲章Tシャツの販売

## カ 大学との連携

大学と連携し、学生等への憲章の理念の普及を図った。

- ・ 県職員が講師となり、憲章に関する講義を実施
- ・ 大学生による共生社会の実現に向けた取組を支援するとともに、令和3年12月11日に、「学生の活動報告会」を開催し、学生による活動報告、基調講演及びグループ討論をオンラインで実施

## キ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図った。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内全ての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む。）の実施
- ・ 小学生を対象としたソフトバンク株式会社の人型ロボット「Pepper（ペッパー）」の活用による、子どもたちの「思いやりの心と親切」に係る意識の醸成を進める授業の実施

## ク 若年層を主要なターゲットとした取組

ロゴデザインを活用し、憲章の理念をTwitter、InstagramといったSNSで配信すること等により、若年層を含む多くの県民を対象に憲章の理念の更なる普及を図った。

## (2) 令和4年度取組の方向性

県民ニーズ調査結果等を踏まえ、各年齢層に対する効果的な広報について、内容や手段等を工夫し、引き続き市町村、企業・団体、大学及び県教育委員会と連携した取組を進めることにより、憲章の認知度向上と理念の着実な普及を図る。

## 4 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

平成15年に策定、平成25年3月に改定した「かながわ人権施策推進指針」について、最終改定以降、人権を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、喫緊の対応が必要な人権課題や、貧困などの社会的要因を背景とした人権課題に対応するため、今般、指針の内容を大きく見直し、改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

- 令和3年9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告
- 10月 改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・
- ～11月 コメント）を実施
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に県民意見募集（パブリック・コメント）実施結果を報告  
かながわ人権政策推進懇話会において県民意見募集（パブリック・コメント）実施結果を説明

### (2) 改定案の主な内容

#### ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念

人権施策の取組の経緯等において、「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかる記載を追加する。

#### イ 女性にかかる多様な課題の解消

コロナ禍における女性の人権課題の深刻化も踏まえ、就業支援の推進や、暴力の根絶に向けた相談・支援体制を充実するとともに、男女共同参画の実現に向けた意識改革を推進する。

#### ウ 障がい者を取り巻く社会的障壁の排除・障がいへの理解促進

記載を全面的に見直し、障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や、障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組む。また「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指す。

#### エ 疾病等にかかる偏見・差別等の解消

コロナ禍で顕在化した医療・介護・福祉従事者等への差別問題等を踏まえ、疾病に関連して生じるあらゆる人権課題を解消することを目指し、正しい知識の普及や、対象に応じた支援を推進する。

#### オ ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進

「ヘイトスピーチを許さない」という認識を県民と共有するとともに、その解消に向けた啓発や、当事者支援等の一層の推進を図る。

#### カ 貧困を背景とする人権課題の解消

対象を「ホームレス（野宿生活者）」に限らず、貧困全般を人権課題として幅広く捉え、それぞれの状況に応じた支援を推進する。

#### キ 性的マイノリティの人権課題の解消

性の多様性に関する正しい理解を深めるため、啓発活動や教育・研修を推進するとともに、性的マイノリティの方が抱える悩みに関する相談・支援体制を充実する。

#### ク インターネットの活用により生じる人権侵害の解消

ネット上における人権侵害の被害者にも加害者にもならないための啓発や、被害者支援等の施策の一層の推進を図る。

#### ケ 「様々な人権課題」の内容の見直し

近年新たに顕在化した人権課題として、アイヌ民族の人権課題、ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化等の課題にかかる記載を追加する。

### (3) 素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

#### ア 県民意見募集の概要、提出された意見の概要、主な意見

別紙のとおり

#### イ 意見の反映状況

区 分	件数
a 指針案に反映したもの	20
b 指針案には反映していないが、意見のあった施策等には既に取り組んでいるもの	7
c 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	28
d 指針に反映できないもの	10
e その他（感想・質問等）	2
計	67

### (4) 素案からの主な変更点

かながわ人権政策推進懇話会の意見及び県民意見募集（パブリック・コメント）結果等を踏まえた主な修正点は次のとおりである。

#### ア 指針全体

改定から5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、本指針の改定の必要性を検討する旨を明記した。

## イ 子ども

「子ども自身の意見表明権」を尊重する旨の記載を追加するとともに、いじめに関する相談支援体制についての記載を追加した。

## ウ 女性

ジェンダー格差にかかる説明として「ジェンダーギャップ指数」に関する記載を追加した。

## エ 障がい者

障害者差別解消法の改正に関する記載を追加した。

障がい者が抱えている困難にも留意しつつ、障がい者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう就労支援の充実に取り組む旨の記載を追加した。

## オ 疾病等にかかる人権課題

患者等の就労支援に関して、がん患者のみならず、難病患者への支援を実施する旨の記載を追加した。

## カ 外国籍県民等

外国につながるのある子どもたちの教育の充実についての記載を追加した。

## キ 性的マイノリティ

労働施策総合推進法の改正により、性的マイノリティであることを理由として侮辱的な発言を行うことや、本人の同意を得ずに暴露すること（アウトティング）はパワーハラスメントにあたることが示された旨の記載を追加した。

性の多様性に関するより一層の理解促進を図るため、用語の解説を追加した。

## ク インターネットによる人権侵害

インターネットから情報を得る際に留意すべき例として、フェイクニュースに関する記載を追加した。

## ケ 様々な人権課題

「災害発生時の人権課題」において、防災・復興の各段階で、多様な視点を反映させることの例示として、「外国籍県民等」の記載を追加した。

## (5) 今後のスケジュール

令和4年3月 改定指針の決定

## <別添参考資料>

参考資料1 「かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）」案

## 改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の概要

## ア 意見募集期間

令和3年10月13日～11月12日

## イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

## ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

## エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 67件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 指針全体に関するもの	5
b 人権教育・人権啓発の推進に関するもの	0
c 相談・支援体制に関するもの	2
d 分野別施策の方向に関するもの	55
e 人権施策の推進体制等に関するもの	2
f その他	3
計	67

(ウ) 主な意見

a 指針案に反映した意見

- ・ 女性分野においては、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」を「人権尊重の社会づくりに向けた環境整備」に向けた取組とするのが適切であると考えている。
- ・ 性的マイノリティについて採り上げたのはとても良いことであると思う。性的マイノリティについて、よく分からない方に知ってもらうために、用語の解説を加えてほしい。
- ・ 災害発生時の人権課題について、「女性、高齢者、障がい者、乳幼児など多様な視点を反映させ～」という記載の中に、外国籍県民や性的マイノリティなども列記したほうがよい。
- ・ インターネットで情報を発信する際のマナーだけでなく、インターネットから情報を得る際のリテラシーも重要と考える。

- b 指針案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見
- ・ ひとり親世帯で、新聞やテレビを見る余裕がない家庭など、情報が欲しくても得られる状況にない方にも、公的サービスの情報が周知徹底されるネットワークが必要と考える。
- c 今後の取組の参考とする意見
- ・ 「疾病等にかかる人権課題」分野に新型コロナワクチン接種に関する差別問題を取り上げるとともに、「ワクチン接種における差別禁止条例」を制定してほしい。
  - ・ 本指針案を携帯端末で読もうとすると、読み返すことなどが難しかったので、より読みやすくなるような工夫をしてほしい。
- d 反映できない意見
- ・ 今回の改定で改題した「同和問題（部落差別）」について、現行指針の表題である「同和問題」のままとすることを要望する。



## 5 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会について

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」という。）の検討状況について報告する。

### (1) 将来展望検討委員会の検討状況

- ・ 令和3年10月に取りまとめられた中間報告を踏まえ、本県が目指す障がい福祉の将来像の実現に向けた今後の取組について、第6回から第9回にかけて議論が行われた。
- ・ 第9回の委員会において、将来展望検討委員会報告書骨子案について検討が行われた。

### (2) 報告書骨子案の概要（報告書骨子案は別紙のとおり）

#### ア 基本的な考え方

当事者目線の障がい福祉の実現に向けた基本的な考え方を、理念として示す。

- ・ 誰もが個人として尊重されること
- ・ 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援を広げていくこと
- ・ 政策決定過程への当事者の参加を進めること
- ・ 可能性を引き出す、専門性の高い個別のサポートに取り組んでいくこと
- ・ その人らしい、希望する暮らしを実現すること
- ・ 持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現すること
- ・ オール神奈川で地域共生社会を創造していくこと

#### イ 目指す未来

本県が目指す長期的なビジョンを方向性として示す。

- ・ 住み慣れた場所で、差別や虐待を受けることなく、安心して生活できる
- ・ いつでも生活上の困難を相談できる機関、場所がある
- ・ 本人の自己決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能している
- ・ 支援者と対等な関係で、良き暮らし、良き社会を目指して協働できる
- ・ 地域生活を実現するよう、可能性を引き出す専門的な個別の支援体制がある
- ・ いきいきと過ごすことのできる日中活動の場と、快適な住まいがある
- ・ いのち輝かせて豊かな生活が送れる、その人らしい暮らし方が選択できる

- ・ 医療や教育などの関連領域との連携により、生活課題が解決される
- ・ 地域の担い手として活躍できる、社会参加や就労等の機会がある
- ・ それぞれの様々な才能を発揮でき、違いを認め、誰も排除しない地域社会である

## ウ 今後取り組むべき重要な施策

目指す未来の実現に向けた施策の方向性を示す。

- ・ 障がい者を理由とした差別や虐待のない社会を実現すること
- ・ 障がい者の誰もが、意思決定支援を受けられるようにすること
- ・ 障がい当事者の政策決定過程への参加や社会参加の促進を図ること
- ・ 「強度行動障がい」の人に対する支援の充実を図ること
- ・ 入所施設の役割の縮小、転換を図り、緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化すること
- ・ 障がい者アートなど、それぞれの才能を最大限引き出す取組を進めること
- ・ 関連領域（医療、教育、雇用、住宅、農業、商工等）と連携を図った包括的な支援体制を構築すること

## (3) 今後のスケジュール

- ・ 第10回委員会（令和4年3月）で報告書が取りまとめられる予定である。
- ・ 報告書で取りまとめられた長期ビジョンの実現に向けて、その内容を（仮称）当事者目線の障がい福祉推進条例に反映させるとともに、必要な施策につなげていく。

## （参考）将来展望検討委員会の開催状況

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 〔第7回〕 | 開催日 | 令和3年12月22日   |
|       | 議事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例紹介（社会福祉法人佛子園の取組）</li> <li>・ 地域福祉資源の充実について</li> <li>・ 当事者目線の徹底と権利擁護について</li> </ul> |
| 〔第8回〕 | 開催日 | 令和4年1月24日  |
|       | 議事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例紹介（包括的な支援体制）</li> <li>・ 地域共生社会の実現について</li> <li>・ 先駆的な施策の積極的な取入れについて</li> </ul>    |
| 〔第9回〕 | 開催日 | 令和4年2月21日  |
|       | 議事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例紹介（重度障がい者の社会参加）</li> <li>・ 委員会報告書について</li> </ul>                                  |

## 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書 骨子案

令和4年3月〇日

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会

## 序

## 1 これまでの経緯

(検討経緯、会議の進め方、ヒアリング団体等への謝辞、県への要請など)

## 2 中間報告の提言を受けての議論

## (1) 神奈川の障がい福祉の現状と未来予測

## (2) 当事者目線の障がい福祉 (「当事者目線の障がい福祉実現宣言」について)

## (3) 普遍的な仕組みへの論点設定 (憲章、宣言を起点にした条例等の制定)

## I 神奈川の障がい福祉の将来展望

## 1 当事者目線の障がい福祉の基本的な考え方と目指す未来

## (1) 基本的な考え方 (七つの理念)

- ① 誰もが個人として尊重されること
- ② 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援を広げていくこと
- ③ 政策決定過程への当事者の参加を進めること
- ④ 可能性を引き出す、専門性の高い個別のサポートに取り組んでいくこと
- ⑤ その人らしい、希望する暮らしを実現すること
- ⑥ 持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現すること
- ⑦ オール神奈川で地域共生社会を創造していくこと

## (2) 目指す未来 (十の方向性)

- ① 住み慣れた場所で、差別や虐待を受けることなく、安心して生活できる
- ② いつでも生活上の困難を相談できる機関、場所がある
- ③ 本人の自己決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能している

- ④ 支援者と対等な関係で、良き暮らし、良き社会を目指して協働できる
- ⑤ 地域生活を実現するよう、可能性を引き出す専門的な個別の支援体制がある
- ⑥ いきいきと過ごすことのできる日中活動の場と、快適な住まいがある
- ⑦ いのち輝かせて豊かな生活が送れる、その人らしい暮らし方が選択できる
- ⑧ 医療や教育などの関連領域との連携により、生活課題が解決される
- ⑨ 地域の担い手として活躍できる、社会参加や就労等の機会がある
- ⑩ それぞれの様々な才能を発揮でき、違いを認め、誰も排除しない地域社会である

## 2 今後取り組むべき重要な施策

### (1) 個人の尊厳が守られる社会の構築（目指す未来：①、③）

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」の理念の普及啓発に努めること
- ・ 障がいを理由とした差別のない社会を実現すること
- ・ 権利擁護の仕組みが整えられた、障がい者虐待のない社会を実現すること

### (2) 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援（目指す未来：②、③）

- ・ 障がい者の誰もが意思決定支援を受けることができるようにすること
- ・ 相談支援体制の充実に努めること（伴走型の支援を目指す）
- ・ 県立施設の支援内容のさらなる検証を行うこと ※ 中間報告での提言の引継ぎ

### (3) 本人活動の推進（目指す未来：③、④）

- ・ 本人（障がい当事者）活動に対する支援、社会参加の促進を図ること
- ・ 障がい当事者の政策決定過程への参加を進めること

### (4) 本人の可能性を引き出す、専門的な個別のサポート（目指す未来：⑤）

- ・ いわゆる「強度行動障がい」の人に対する支援の充実に努めること
- ・ 高齢化への対応を推進すること
- ・ 新たな課題（医療的ケア児・者、障がいに関係する、孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ケアラー、家族支援 等）への対応を図っていくこと

### (5) その人らしい暮らしの実現～社会資源の充実方策（目指す未来：⑥、⑦、⑧、⑨）

- ・ 人と人のつながりのある居場所、本人の力が発揮できる出番を作り出していくこと
- ・ 地域生活移行を推進するとともに、地域生活及び居住の支援を進めること

- ・ 圏域毎の自立支援協議会の活性化を図り、市町村支援に取り組むこと
- ・ 福祉人材の確保と養成を進めること
- ・ 入所施設の役割の縮小、転換を図り、緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化すること

## **(6) 多様な価値観の取込み、持続可能な誰も排除しない社会の実現**

(目指す未来：⑨、⑩)

- ・ 障がい者アートなど、それぞれの才能を最大限引き出す取組を進めること
- ・ ポストSDGsの議論を加速させること
- ・ 制度の持続可能性の確保

## **(7) 地域共生社会を目指したオール神奈川を取組 (目指す未来：⑨、⑩)**

- ・ 障がい者も含めた地域包括ケアシステムを目指し、誰もがいのち輝かせて暮らすことのできる地域共生社会を実現すること
- ・ 関連領域（医療、教育、雇用、住宅、農業、商工等）と連携を図った包括的な支援体制を構築すること

### **3 今後の施策等の進め方**

- ・ 長期的なビジョンに基づいた施策の展開を図ること
- ・ できることから速やかに取り組むこと（サブグループづくりなど）
- ・ 効果検証をしっかりと行うこと（PDCAサイクルを回す）

## **II 今後の具体的な取組の方向性**

### **1 障がい福祉施策の充実強化**

- ① いわゆる「強度行動障がい」の人の支援の充実
  - ② 高齢化に伴う支援の充実強化
  - ③ 地域生活移行の推進、地域生活の支援
  - ④ 日中活動のさらなる充実
  - ⑤ 居住支援の充実強化
- ※ 障がい児及び家族の支援について引き続き検討
  - ※ 三障がいに広げた福祉の充実強化について引き続き検討

## **2 地域の福祉資源の充実**

- ① 医療、教育、雇用、農業、商工等との連携
- ② 福祉人材の確保、育成

## **3 障害者支援施設（県立施設を含む）のあり方**

- ① 入所施設の役割の縮小、転換（緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化）  
※ 県立施設のあり方について次期指定管理期間においてさらに検討

## **4 当事者目線の徹底と権利擁護**

- ① 本人活動の推進、政策決定過程への参加
- ② 虐待ゼロの実現
- ③ 意思決定支援の推進

## **5 地域共生社会の実現**

- ① 地域包括ケアシステムの対象拡大
- ② 包括的な相談支援体制の構築
- ③ 「ともに生きる社会かながわ憲章」や「当事者目線の障がい福祉実現宣言」等の理念の普及啓発（障がい者差別のない地域共生社会の実現）

## **6 先駆的な取組や理念の積極的な取込み**

- ① 多様な価値観の取込み  
（文化芸術活動の振興、ロボット・ICT技術の活用、ポストSDGs 等）
- ② 制度の持続可能性の確保

## 6 当事者目線の障がい福祉実現宣言の修正について

令和3年11月16日に開催した芹が谷やまゆり園開所式において行った「当事者目線の障がい福祉実現宣言（以下「宣言」という。）」について、県議会の意見を踏まえて、修正案を作成したので報告する。

### (1) 宣言後の経緯等

令和3年11月16日	芹が谷やまゆり園開所式において宣言発信
12月14日	第3回県議会定例会厚生常任委員会において宣言について意見発表
17日	同議会定例会本会議において宣言について討論 県議会等からの意見を受けて、知事が宣言の修正を検討することを、取材に対して回答
令和4年1月20日	同議会厚生常任委員会において宣言の修正を検討していることを報告

### (2) 県議会の主な意見

#### ア 宣言全体に関するもの

- ・ 誰が、誰に対して伝えたいかを明確にする必要がある。
- ・ 不適切な支援は意図的に行われてきたのではなく、これまでの時代の変化、状況の変化に対して、県も支援施設も対応できてこなかったという背景についての説明が必要ではないか。
- ・ 身体拘束を行ってきてしまったことを事実として受け止め、その反省の上に立って、再スタートするという位置付けの宣言であれば、反省の弁を加える必要がある。
- ・ 誰が聞いても分かるような丁寧な表現にする必要がある。
- ・ 障がいがあってもよいと社会の皆が受け止め方を変えよう、という宣言にすべきである。
- ・ 地域移行の重要性が浮き彫りになったことから、具体的な事業に結び付けるための根拠を宣言に加えるべきである。
- ・ 施設内での虐待が無いようにするための施策へと導く宣言であるべきである。
- ・ 地域サービスの拡充のために県としてどうするかと言及が必要である。
- ・ 当事者目線の障がい福祉を実現するための体制や環境の拡充を県としてどうするかと言及が必要である。

## イ 個別箇所に関するもの

- (ア) 「人間らしい扱い」という言葉について
  - ・ 人に対して「扱い」という言葉は使わない。犯罪者扱い、動物扱いと言うときに使われる言葉である。
  - ・ 「扱い」という言葉は、「差別的な取扱い」というイメージも連想する言葉である。
- (イ) 「施設は終の棲家ではありません」という言葉について
  - ・ 「棲家」は、秘密の棲家、悪の棲家など、肯定的な言葉ではない。
  - ・ 施設を出たくても出られない人たちを追い出すようなニュアンスがあり、不安の声が上がっている。
- (ウ) 「別の施設では」から始まる文章について
  - ・ どの施設が良い、悪いということではなく、それぞれの良さを共有して、お互いに問題をチェックして改善していく必要がある。
  - ・ 県立施設よりも民間施設の方が充実しているように受け取られてしまうため、県立施設も含めて、利用者の方が生き生きと過ごせる環境を充実していくという言及をする必要がある。
  - ・ 「成功事例」という言葉について、成功は失敗の対比と捉えられるため、表現を見直す必要がある。

## (3) 修正案

県議会の意見を踏まえて、宣言の修正案（別紙）を作成した。主な修正箇所は次のとおりである。

### ア 宣言全体に関するもの

- ・ 「誰が、誰に対して伝えたいかを明確にする必要がある」という意見については、「障がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に」という言葉を加える。
- ・ 「時代の変化、状況の変化に対して、県も支援施設も対応できてこなかったという背景についての説明が必要ではないか」という意見については、障害者虐待防止法が新しくできるなど、支援のあり方が大きく変わってきたが、現場では同じような支援が続いており、それは県立施設においても例外ではなかったことを説明する言葉を加える。
- ・ 「反省の弁を加える必要がある」という意見については、県として障がい当事者に対してお詫びするとともに、そのような支援を続けていたすべての事業者が支援のあり方を変えなければならないという言葉を加える。



- ・ 「誰が聞いても分かるような丁寧な表現にする必要がある」という意見については、宣言発出後に障がい当事者から難しいという意見のあった言葉（「全身全霊」「感動的」「成功事例」等）を分かりやすい言葉や文章に修正するか、解説文を付ける。
- ・ その他の意見については、宣言と同じ趣旨であること、「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及や具体的な施策展開の中で検討していくこととして受け止めている。

#### イ 個別箇所に関するもの

- ・ 「人間らしい扱いを受ける」という言葉については、「一人の人間として尊重される」に変える。
- ・ 「施設は終の棲家ではありません」という言葉については、「施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしていただく場ではありません」に変える。
- ・ 「別の施設では」から始まる文章については、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き生きと働けるようになった利用者がいるということが伝わるような文章に変える。

#### (4) 今後の対応

県議会と意見交換をして、まとまった宣言文を改めて関係者に周知する。

(参考)

「当事者目線の障がい福祉実現宣言」新旧対照表

修正案	現行
<p data-bbox="169 300 780 398">当事者目線の障がい福祉実現宣言 ～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～</p> <p data-bbox="196 443 780 689">津久井やまゆり園事件のような悲慘な事件を二度と起こさないために、私たちはこれまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。</p> <p data-bbox="196 696 780 976">私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく。<u>安全安心のためにはやむをえないということで、これまで</u>はそんな支援が当たり前のように行なわれていました。</p> <p data-bbox="196 999 780 1429"><u>しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わりました。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じような支援、すなわち「虐待」が続いていたのです。それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障がい者のみなさんに対して、心からお詫びいたします。そういう支援を続けていた事業者は、みんな反省し、支援のあり方を変えなければならないと私たちは思います。</u></p> <p data-bbox="196 1447 780 1585">「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であるまえに、人間です。人間だからこそ、<u>一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。</u></p> <p data-bbox="196 1592 780 1872">私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまうのでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけかもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。</p> <p data-bbox="196 1917 780 2047">私たちはそんなあなたの心の声に<u>一生懸命</u>、耳を傾けます。あなたの思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安心してくれるに違いな</p>	<p data-bbox="805 300 1406 398">当事者目線の障がい福祉実現宣言 ～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～</p> <p data-bbox="833 443 1417 689">津久井やまゆり園事件のような悲慘な事件を二度と起こさないために、私たちはこれまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。</p> <p data-bbox="833 696 1417 976">私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく。_____ <u>これまで</u>はそんな支援が当たり前のように行なわれていました。</p> <p data-bbox="833 999 1417 1066"><u>安全安心のためにはやむを得ずということでしたが、それは明らかに「虐待」です。</u></p> <p data-bbox="833 1088 1417 1429">_____</p> <p data-bbox="833 1447 1417 1585">「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であるまえに、人間です。人間だから人間らしい扱いを受ける_____ <u>のは当然の権利です。</u></p> <p data-bbox="833 1592 1417 1910">私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまうのでしょうか。_____ <u>もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけかもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと</u>考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。</p> <p data-bbox="833 1917 1417 2047">私たちはそんなあなたの心の声に<u>全身全霊</u>で、耳を傾けます。あなたの思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安心してくれるに違いな</p>

修正案	現 行
<p>い。それが私たちにとっても大きな喜びにつながるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。</p> <p>施設は_____あなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、<u>みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしていただく場ではありません。</u></p> <p><u>かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと_____部屋に閉じ込められていた人が、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き生きと働けるようになっていました。</u></p> <p><u>支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こういう支援が広がっていけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は実現できるに違いないと、私たちは確信しました。</u></p> <p>どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。</p> <p>令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治</p>	<p>い。それが私たちにとっても大きな喜びにつながるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。</p> <p>施設は<u>終の棲家ではありません。</u>あなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、_____準備をする場です。_____</p> <p><u>そんな支援を実践しているところが実際にあります。別の施設では部屋に閉じ込められていた人が、_____生き生きと働く姿は感動的です。そういった成功事例を多くの関係者が学び、実践して</u></p> <p><u>_____いけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は実現できるはずです。</u></p> <p>どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを_____誓います。</p> <p>令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治</p>

## 当事者目線の障がい福祉実現宣言（修正案）

～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、私たちはこれまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。

私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく。安全安心のためにはやむをえないということで、これまではそんな支援が当たり前のように行なわれていました。

しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わりました。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じような支援、すなわち「虐待」が続いていたのです。

それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障がい者のみなさんに対して、心からお詫びいたします。そういう支援を続けていた事業者は、みんな反省し、支援のあり方を変えなければならぬと私たちは思います。

「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であるまえに、人間です。人間だからこそ、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまうのでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけかもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつながるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしていただく場ではありません。

かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと部屋に閉じ込められていた人が、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き生きと働けるようになっていました。

支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こういう支援が広がっていけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は実現できるに違いないと、私たちは確信しました。

どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。

令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あなただけの心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

ともに生きる 新子

## 7 (仮称) 当事者目線の障がい福祉推進条例の制定について

### (1) 経緯

- ・ 将来展望検討委員会から、議論している長期ビジョンを着実に実現するために、条例も含めた普遍的な仕組みづくりについて検討してほしいとの意見が示された。
- ・ 令和3年9月の第3回県議会定例会では、普遍的な仕組みづくりについて、計画の策定、憲章、宣言、条例などあらゆる可能性、選択肢を排除することなく検討するよう意見をいただいた。
- ・ これらの意見を受け止め、検討を行った結果、理念や目的、責務などを市町村や事業者、県民等と共有し、県議会の議決を得て制定する「条例」が最も効果的と考え、同年11月の本会議で、条例制定を目指していくことを答弁した。
- ・ 同年12月の厚生常任委員会に条例の構成や盛り込む内容のイメージを報告し、それを踏まえて、当事者、関係団体、市町村、審議会等と意見交換し、骨子案の検討を進めてきた。

### (2) 条例の基本的な考え方

ア 本県の障がい関係施策の基本条例として位置付ける

イ 前文を置く

津久井やまゆり園事件により、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、併せて、当事者目線の障がい福祉の必要性を認識して、この条例制定に至った経緯などを明らかにする。

ウ 当事者目線の障がい福祉の推進を目的として明示する

エ 既存の計画を生かし、長期的なビジョンの実現を目指した実効性のある計画の策定を明示する

オ 障がい者の差別解消及び虐待防止に関する規定を置く

カ 当事者の政策決定過程への参加の推進、本人活動の支援、推進を明示する

キ 誰もが意思決定支援を受けられることを明示する

ク 科学的エビデンスに基づいた、支援手法等の調査研究を進める旨を明示する

ケ 誰もが理解しやすいように、分かりやすい条例のガイド等を作成する

### (3) 条例骨子案のポイント

ア 目的

【直接的な目的】

- ・ 当事者目線の障がい福祉の推進

【目指す姿】

- ・ 地域共生社会の実現

### 【目的達成の手段】

- ・ 県の施策の基本となる事項の規定
- ・ 県、県民及び事業者の責務の明確化
- ・ 県と市町村との連携により推進すべき事項の規定 等

### イ 基本理念

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援の推進
- ・ 希望する暮らしの実現
- ・ 本人の可能性を最大限引き出す、個別のサポート
- ・ 政策決定過程への当事者の参加
- ・ 持続可能で、違いを認め誰も排除しない社会の実現
- ・ オール神奈川で地域共生社会を創造

### ウ 関連分野と連携した施策の推進

- ・ 医療、介護、福祉等
- ・ 教育
- ・ 療育
- ・ 職業相談、雇用の促進等
- ・ 公共的施設のバリアフリー化、住宅の確保
- ・ 情報の利用におけるバリアフリー化等
- ・ 相談等
- ・ 経済的負担の軽減、年金等
- ・ 文化的諸条件の整備等
- ・ 防災及び防犯
- ・ 消費者としての障がい者の保護
- ・ 行政等における配慮

## (4) 骨子案の構成

前文

第1 目的

第2 定義

第3 基本理念

第4 県の責務

第5 県民及び事業者の役割

第6 基本的な計画の策定

第7 政策立案過程への障がい者の参加と本人活動の推進

第8 障がい者の権利擁護及び障がい者差別解消のための措置

第9 障がい者虐待の禁止と救済措置

第10 当事者目線の障がい福祉を推進するための施策等

第11 総合的・計画的な施策の推進体制の整備

第12 財政上の措置

## (5) 関係者との意見交換の状況

- ・ 関係団体とは、12月の第3回県議会定例会厚生常任委員会終了後、意見交換を進め、これまでに20団体と実施した（令和4年2月28日現在）。
- ・ 市町村とは、担当者会議での説明のほか、3政令市（横浜市、川崎市、相模原市）や中核市（横須賀市）をはじめ、個別の訪問により、意見交換を進めている。
- ・ その他、審議会や庁内においても意見交換を実施した。  
令和4年1月24日 第8回将来展望検討委員会  
2月2日 共生推進本部会議  
2月15日 障害者施策審議会  
2月21日 第9回将来展望検討委員会

### （主な意見）

- ・ できる限り多くの障がい当事者から、意見を聞いてほしい
- ・ 障がい当事者にとって、わかりやすい条例にしてほしい
- ・ 引き続き意見交換の場を持ってほしい
- ・ 条例を踏まえ、実施計画をしっかりと策定していくことが重要
- ・ 差別解消のことも、条例の中に入れてほしい
- ・ 県、市町村、事業者等、関係者間での意識合わせが大切 など

## (6) 今後の進め方

- ・ 県議会との議論を踏まえた骨子案により、県民意見の募集（パブリック・コメント）を行う。
- ・ 引き続き、障がい当事者を含む県民、市町村、関係団体、事業者、審議会等と、幅広く丁寧に意見交換を行いながら、条例の制定に向けて検討を進めていく。
- ・ 今後のスケジュール  
令和4年4月～ 骨子案について県民意見の募集（パブリック・コメント）  
関係者等との意見交換  
6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告  
7月～ 関係者等との意見交換  
9月 第3回県議会定例会に条例案の提出  
令和5年4月 条例の施行

### <別添参考資料>

参考資料2 「(仮称) 神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例」骨子案



## 8 大和市で発生した児童虐待死亡事件について

### (1) 事件の概要

本件は、令和元年8月に当時7歳だった男児を窒息死させたとして、令和4年2月20日に、殺人容疑で実母が県警察本部に逮捕されたものであり、当時、県の中央児童相談所（現在：大和綾瀬地域児童相談所）が、一時保護を行うなど関与していた。

なお、男児の他に3人のきょうだいも、幼い頃に死亡している。

<きょうだいの状況>

第一子（異父兄）	死亡	（生後5か月）
第二子（異父姉）	死亡	（生後1か月）
本児	死亡	（7歳）
第四子（実弟）	死亡	（生後1歳5か月）

### (2) 経過

年月	概要	本児年齢
平成24年5月	第一子、第二子が乳児期に死亡した経過を理由に、大和市から中央児童相談所へ通告。ネグレクトとして支援開始	本児妊娠中
平成24年11月	児童虐待の疑いがあり調査が必要なため、一時保護及び施設入所の措置	生後5か月
平成27年3月	施設入所措置解除、定期的な家庭訪問等の在宅指導開始	2歳9か月
平成29年4月	第四子原因不明で死亡により、本児の安全を確保するため、再度一時保護開始し、施設入所を援助方針会議で決定	4歳10か月
平成30年2月	親権者から施設入所の同意を得られなかったため、家庭裁判所へ施設入所承認申立	5歳8か月
平成30年10月	申立は不相当と判断され、却下処分（虐待は認められないと家庭裁判所が判断）	6歳3か月
平成30年11月	一時保護解除、定期的な家庭訪問等の在宅指導を開始	6歳5か月
令和元年8月	死亡4日前に中央児童相談所職員が、保護者と本児と面接し問題ないことを確認	7歳2か月
令和元年8月	本児死亡	

(3) 事件を踏まえた対応

臨時児童相談所長会議の開催

日時 令和4年2月21日（月） 16時～17時

内容 本事案の共有、各所の支援ケースの再点検を要請

(4) 今後の対応

ア 検証委員会の設置

再発防止の観点から外部の有識者による検証委員会を設置し、捜査機関等の動向を注視しながら事案の検証を行う。

イ 捜査機関との連携

引き続き、捜査に全面的に協力していく。

## 9 「神奈川県手話推進計画」の改定について

平成28年3月に策定した「神奈川県手話推進計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

- 令和3年10月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告  
10月 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施  
～11月  
令和4年1月 神奈川県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議

### (2) 改定のポイント

#### ア ろう者への理解を深める取組の推進

手話の普及を推進するため、手話への理解の前提となる、ろう者への理解を深める取組を一層進める。

また、地域や学校と連携し、聞こえる子どもやろう児（聴覚障がいのある子ども）をはじめ、さまざまな世代に対して取組を展開する。

#### イ ろう児の手話獲得の機会の充実

ろう児の手話獲得の機会の提供や、学校での個々の特性に応じた手話の習得、ろう学校での手話による学習などの取組を進め、ろう児とその保護者を支援する。

#### ウ 手話による情報取得や手話が使用される機会の充実

手話によるろう者の社会参加の推進に向けて、日常生活において、手話による情報取得や手話が使用される機会の充実を図る。

また、災害や感染症拡大時など、非常時において手話で意思疎通できる環境の整備を、ICT技術活用の視点も取り入れながら促進する。

#### エ 専門人材の計画的な養成や活動環境の充実

手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員など、ろう者や盲ろう者の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成に努め、派遣の機会を拡充するなど、活動環境の充実を図る。

## オ 盲ろう者に関する記述の充実

計画における手話には、盲ろう者の使う接近手話や触手話も含まれることから、手話を使う盲ろう者に関する記述の充実を図る。

## カ その他

計画の取組成果の指標として、成果指標を設定するとともに、手話交流会「しゅわまる」や電話リレーサービスなどの新しい動きについてコラムなどで記載する。

### (3) 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

#### ア 意見募集期間

令和3年10月18日～11月16日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体等への周知

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む)、ファクシミリ

#### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 205件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 計画全体に関するもの	24
b 手話の普及に関するもの	32
c 学校・地域で手話を学ぶ機会等の充実に関するもの	57
d 手話を学習するしくみづくりに関するもの	7
e 手話が使用される機会の充実に関するもの	42
f 手話通訳の充実等に関するもの	21
g 計画の推進体制及び進行管理に関するもの	14
h その他	8
計	205

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	38
b 計画案には反映していないが、意見のあった施策等には既に取り組んでいるもの	55
c 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	93
d 計画に反映できないもの	6
e その他（感想・質問等）	13
計	205

(エ) 主な意見

a 計画案に反映した意見

- ・ 手話の普及推進にあたっては、ろう者が学ぶ機会を設けることが重要であり、特に幼少期の学びは重要なので、検討してほしい。
- ・ 聴覚障がいに関わる医療機関・療育機関に対する手話やろう者についての理解を広げてほしい。
- ・ 計画に掲載するコラムでは、当事者の思いがしっかり伝わる内容となるようお願いしたい。また、手話に関する現状の取組のほか、先進的な取組なども紹介してほしい。
- ・ 県は、計画改定した後も当事者団体との意見交換の場を持つなど、当事者の意見をしっかり聞いてほしい。

b 計画案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見

- ・ 市町村へ県事業の共有を折に触れてしっかり行ってほしい。
- ・ 遠隔手話通訳サービスについては当事者や関係機関への周知を進めてほしい。
- ・ 県の手話講習会について、もう少し多くの方に活用されるように改善してほしい。

c 今後の取組の参考とする意見

- ・ 手話の普及について、オンラインや動画配信など工夫してやればよいのではないか。
- ・ 社会全体に手話を普及するのであれば、企業等との更なる連携が必要と考えるので、それを進めてほしい。
- ・ 民間企業や教育機関などあらゆる場面で手話通訳者の配置の促進を図ってほしい。

- d 反映できない意見
  - ・ 手話を言語として周知するには、義務教育化を検討することも必要ではないか。
- e その他（感想・質問等）
  - ・ 県が作成した手話冊子を子どもが学校でもらったが、非常に役に立っている。

#### (4) 素案からの主な変更点

- ・ コラム・関連事項紹介について、追記した。
- ・ 県民意見募集（パブリック・コメント）を踏まえて、一部の文言を修正した。
- ・ 成果指標について、指標となる項目を追加した。

#### (5) 今後のスケジュール

令和4年3月 社会福祉審議会において改定計画案を審議  
改定計画の決定

#### <別添参考資料>

参考資料3 「神奈川県手話推進計画（令和4年度～令和8年度）」改定案

## 10 「神奈川県障がい福祉計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県障がい福祉計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和3年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
12月 ～1月	改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
令和4年2月	神奈川県障害者施策審議会において改定計画案を審議

### (2) 改定のポイント

#### ア 基本指針の適切な反映

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、成果目標や障害福祉サービス等の見込量、見込量確保のための方策などを適切に設定する。

#### イ 「当事者目線の障がい福祉」の反映

意思決定支援の全県展開や、今後の県立障害者支援施設の役割など、県が進める「当事者目線の障がい福祉」の考え方や関連する取組等を計画に反映させる。

#### ウ 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症のまん延や、災害等の発生時における持続可能な障害福祉サービス等の提供体制の確保について、「基本的な視点」等に記載する。

#### エ 最新の動向の反映

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえた対応など、最新の動向を「基本的な視点」等に記載する。

(3) 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）等の状況

ア 県民意見募集（パブリック・コメント）

- (ア) 意見募集期間  
令和3年12月17日～令和4年1月17日
- (イ) 意見募集方法  
県ホームページへの掲載、県のたよりへの掲載、県機関等での閲覧及び当事者団体等への周知
- (ウ) 意見提出方法  
郵送、ファクシミリ、電子メール等

イ 障がい当事者等関係団体へのヒアリング

- (ア) ヒアリング日  
令和4年1月18日（火）
- (イ) 出席団体数  
6団体

ウ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数  
157件（パブリック・コメント100件、団体ヒアリング57件）
- (イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 基本理念等に関するもの	35
b 令和5年度の成果目標の設定に関するもの	89
c 各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込みに関するもの	5
d 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に関するもの	4
e 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数に関するもの	0
f 県の地域生活支援事業の実施に関する事項に関するもの	2
g 障がい保健福祉圏域ごとの目標値等に関するもの	0
h 計画の達成状況の点検・評価及び計画の見直しに関するもの	0
i その他	22
計	157



(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	31
b 計画案には反映していないが、意見のあった施策等には既に取り組んでいるもの	6
c 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	71
d 計画に反映できないもの	11
e その他（感想・質問等）	38
計	157

(エ) 主な意見

- a 計画案に反映した意見
- ・ 障がい者の社会参加の促進の項で文化芸術活動やスポーツについて言及されているが、社会参加には就労も含まれると考えるため、就労についても言及するべき。
  - ・ 合理的配慮は、建設的意見交換の基になり立つことをもってはっきりと記述するべき。
- b 計画案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見
- ・ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を担うのが保健所か市町村かはっきりしていない。連携して協議を進めてほしい。
- c 今後の取組の参考とする意見
- ・ グループホームの需要は高まるため、重度障がい者にも対応できる条件を整える計画を推進してほしい。そのためには人員確保と定着、職員の質の向上、設備充実等が可能となる県単独の補助金の充実が必要である。
  - ・ 相談支援体制の充実・強化等については、相談支援専門員業務に専念できるよう報酬単価増が必須だが、現任研修の機会増とニーズに基づくカリキュラム開発が必要である。
- d 反映できない意見
- ・ 「移行期医療」を障がい福祉計画に位置付け、地域病院、医師及び看護師の整備を図ってほしい。
- e その他（感想・質問等）
- ・ 「当事者目線」は、利用者の将来を一緒に考え、道を作ることとしてほしい。
  - ・ 研修受講者が相談支援専門員として相談支援に従事できるようになる政策については、知的障がい者とその家族にとって重要課題である。

#### (4) 素案からの主な変更点

- ・ 「1 基本理念等」「(7) 基本的な視点」に「(ウ) ケアラーへの支援」を追加した。
- ・ 「2 令和5年度の成果目標の設定」「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の「目標達成のための方策」に、「当事者目線の支援の推進」にかかる取組を追加した。
- ・ 「2 令和5年度の成果目標の設定」「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」の「目標達成のための方策」に、「医療的ケア児支援センター（仮称）」を令和4年度中に設置することや、医療的ケア児の通学支援について記載した。
- ・ 「5 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数」「(1) 指定障害者支援施設」に、令和3年度から令和5年度までの各年度の必要入所定員総数を記載した。

#### (5) 今後のスケジュール

令和4年3月 改定計画の決定

#### <別添参考資料>

参考資料4 「神奈川県障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」改定案

## 11 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、取組状況を報告する。

### (1) 鎮魂のモニュメントの整備

- ・ 津久井やまゆり園再生基本構想に基づき、事件を風化させないため、事件で命を奪われた利用者への鎮魂のモニュメントの整備に取り組み、令和 3 年 7 月、水鏡、献花台、ベンチを設置した。
- ・ 鎮魂のモニュメントの整備にあたり、ご遺族から要請のあった碑文がこの度まとまり、「鎮魂の碑～心ともに生きる～」を設置する。

#### ア 碑文（別紙）

事件の概要や、二度とこのような事件を起こさせないという誓いを記した。

#### イ 今後のスケジュール

令和 4 年 3 月下旬 整備完了予定

### (2) 鎮魂のモニュメントの活用

津久井やまゆり園事件のような大変痛ましい事件を二度と繰り返さないという決意のもと、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向け、鎮魂のモニュメントを活用した取組を進めていく。

（モニュメントを活用した取組）

- ・ モニュメントのコンセプトを広く伝えるため、訪れた方が献花できるよう、日中の時間帯は門扉を開放する。
- ・ 県職員を対象に、津久井やまゆり園事件を風化させず、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念等を学ぶ実地研修を、令和 4 年度から実施予定である。
- ・ モニュメントを活用した県内の子どもたち向けの取組の検討を進める。地元相模原市と、子どもたちの人権教育について、具体化に向けた調整を進めている。
- ・ 現在募集中の令和 5 年 4 月からの津久井やまゆり園の指定管理者の応募にあたって、「鎮魂のモニュメント」を活用した取組の提案を求めている。

(参考)

### 鎮魂のモニュメントのコンセプト

- ・ 津久井やまゆり園事件で命を奪われた利用者への「鎮魂」
- ・ 事件を風化させないための「後世へのメッセージ」
- ・ 偏見や差別のないともに生きる社会を目指す「誓い」

### 鎮魂のモニュメント配置図



## 鎮魂の碑

～心 ともに生きる～

幸せな日常や何気ない日常がありました。

やさしい心、あたたかい命を、私たちは決して忘れることはありません。

2016年7月26日、午前1時43分頃、津久井やまゆり園において、極めて差別的かつ身勝手な理由で、障がいのある利用者19人が殺害され、24人が重軽傷を負う事件が発生し、私たち家族は、この突然の出来事で愛する大切な命を奪われてしまいました。

この碑の前の皆さん、

このようなどても悲しい事件を、もう二度と起こしてはなりません。

命を奪われた19人を忘れないでください。

助け合う社会のすばらしさ、大切さを、もう一度考えてみてください。

誰にでも優しく、誰もが安心して心穏やかに過ごせる社会になることを、心から皆さんとともに願います。

19の御霊が安らかに眠れますように

2021年 7月 26日

遺族有志

## 12 さがみ緑風園等の指定管理者の募集について

さがみ緑風園、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園の令和5年度からの指定管理者の募集状況について報告する。

### (1) 募集状況

#### ア 募集期間

令和4年1月19日～3月22日

#### イ 募集要項のポイント

(ア) 「当事者目線の障がい福祉」の実現に向け、申請者には、県立施設の運営の基本的な方針を十分に理解した上での具体的な事業計画の提案を求める。

(県立施設の運営の基本的な方針)

- ・ 利用者の望みや願いの理解
- ・ 当事者目線に立った支援の実践（身体拘束によらない支援、当事者参加）
- ・ 通過型施設（入所目的の明確化と共有、日中活動の充実、地域生活移行、移行後の継続的なフォロー）
- ・ 地域生活を支える拠点 等

(イ) 複数の法人で構成するグループによる申請を可能としている。

### (2) 今後のスケジュール

令和4年 3月	申請受付（3月22日まで）
4月～5月	指定管理者評価委員会による評価結果を踏まえて、指定管理者候補を選定
6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和5年 4月	指定管理者による管理運営開始

## 13 中井やまゆり園における利用者支援について

令和3年9月27日に設置した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）」では、利用者支援の改善を加速化するため、身体拘束事案にかかる支援内容の確認などを行うとともに、令和元年7月31日に発生した骨折事案について、当時の記録などを提示し、助言をいただいているところであり、このたび、この取組の進捗について報告する。

### (1) 支援改革プロジェクトチームの会議の開催状況

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 〔第1回〕 | 開催日 | 令和3年10月26日(火)                              |
|       | 議題  | ・ 園の現状と課題について<br>・ 今後の進め方について              |
| 〔第2回〕 | 開催日 | 令和3年11月30日(火)                              |
|       | 議題  | ・ 改革プログラムについて<br>・ 骨折事案の再調査報告について          |
| 〔第3回〕 | 開催日 | 令和3年12月28日(火)                              |
|       | 議題  | ・ 改革プログラム中間論点整理について<br>・ 骨折事案の再調査の状況について   |
| 〔第4回〕 | 開催日 | 令和4年2月15日(火)                               |
|       | 議題  | ・ 改革プログラム最終報告の方向性について<br>・ 骨折事案の再調査の結果について |
| 〔第5回〕 | 開催日 | 令和4年2月24日(木)                               |
|       | 議題  | ・ 改革プログラムの報告について<br>・ 骨折事案の再調査の結果について      |

### (2) 取組状況・検証結果

#### ア 身体拘束について（取組状況）

- ・ 園は、身体拘束ゼロの実現に向け、支援の改善に取り組み、身体拘束の実施件数は、令和3年2月に50件（40名）であったのが、12月現在では34件（25名）となった。
- ・ 一方で、「居室施設が長く、対応や支援の仕方、環境設定がうまく進んでいない」、「刺激に弱い、感覚過敏と言われ部屋が真っ暗な状態で、支援の環境設定等をできていない」など、改善が進まないケースもある。

#### イ 骨折事案について（検証結果）

##### (ア) 骨折の原因について

- ・ 事故報告書等の確認や関係者のヒアリングを行ったが、今回の骨折事案につながる明確な情報はなく特定はできなかった。

- ・ 今回の職員ヒアリングで、事案と同じ頃に、職員が故意に利用者にカートをぶつけた場面を見たとして上司に報告したとの証言が職員からあった。疑われた職員は否定しており、報告を受けたとされる上司は記憶がないとのことで再調査は進展しなかった。
  - ・ このことについては、職員による虐待行為が疑われることから、支給決定自治体に虐待通報を行った。
  - ・ 法医学の観点からも、骨折部位や内出血の位置からみて、他者に踏まれて折れた可能性は低く、明確な原因は不明であるとのことであった。
  - ・ 以上、再調査において、骨折の原因は特定できなかった。
- (イ) 園のリスクマネジメントについて
- ・ 利用者間のトラブルとする明確な根拠がない中で、一部の職員から他の原因が考えられるのではないかと指摘があったが、園において十分な検証がなされていなかった。
  - ・ 日々の生活支援記録には、今回の骨折事案につながるような、利用者の行動が記載されていたが、「ひやりはっと報告」による事故を未然に防ぐ対応はなされていなかった。

## ウ 他の負傷事故に関する調査の実施状況

- (ア) 実施状況
- ・ 本件骨折事案だけでなく、過去の事故報告についても、徹底して洗い直しを行った。
  - ・ 具体的には、直近2年6か月（平成31年4月から令和3年9月末まで）の274件の事故報告書について、原因不明の事故がないか、また、その際、どのように対応したかなど、内容を確認した。
  - ・ 骨折事案に関する職員ヒアリングを通じて、利用者にカートをぶつけることが日常的にあったなど、別の不適切な支援情報が寄せられたことから、匿名アンケートを新たに実施した。
- (イ) 調査結果
- ・ 事故報告書を確認した結果、今回の骨折事案同様に、原因が特定できない怪我等の事故報告は29件あったが、うち14件は原因分析をしていない等、原因究明を行うための適正な組織統制がされていなかった。
  - ・ 匿名アンケートの結果、不適切な支援と思われる情報が複数寄せられた。寄せられた情報については、改めて職員ヒアリングなど徹底した調査を実施中であり、虐待が疑われた時点で、支給決定自治体への虐待通報や県としての公表などを行っていく。



### (3) 支援改革プロジェクトチームからの指摘

#### ア 身体拘束ゼロに向けて

##### (ア) 園の課題

- ・ 支援者は、「強度行動障がい」としてラベリングするだけで思考停止し、まるで本人に問題があるように捉えている。生育歴や社会的環境が絡み合い、苦しんでいる反応として、捉えることができていない。
- ・ 居室施設を廃止していくことと日中活動を充実させることを、セットで考えていない。
- ・ 身体を拘束し、行動を制限するという、問題に対する意識が薄い。行動制限自体は禁止行為であるという福祉現場の原則が意識されていない。
- ・ 身体拘束について指摘があった後も、本庁部署は、園と市町村に対応を委ねてしまい、市町村の担当者と共に園を訪れ、利用者一人ひとりの支援状況を確認し、関係者と一緒に議論するといった積極的な姿勢がない。

##### (イ) 実施内容（改革プログラムの検討）

- ・ 身体拘束ゼロの実現に向け、現在策定中の改革プログラムは、匿名アンケートの調査結果も踏まえ、支援改革プロジェクトチームにおいて検討を行う。

#### イ 骨折事案の再調査及び他の負傷事故に関する調査で判明した課題

- ・ 園の根本的な問題として、骨折の原因が特定できないにも関わらず、原因を利用者同士のトラブルと断定してしまう、利用者の人権を軽視しているとも取れる園の体質が浮き彫りになった。
- ・ 園では、職員同士のコミュニケーション不足や、管理職が管理業務だけに目が向き利用者を見ていない状況、さらに、管理職と部下との適切なコミュニケーションが取れていない、といったリスクマネジメントに影響を及ぼす組織マネジメントの課題がある。

### (4) 県の具体的な対応策

#### ア 身体拘束ゼロの実現に向けて

- ・ 園と本庁部署が一体となって、園の課題を改善していく。
- ・ 来年度、園に、新たに民間のスペシャリストをリーダーとした改革チームを設置する。
- ・ また、園の若手職員を中心としたチームを設置し、当事者との意見交換を行いながら、改革プログラムに基づく現場での具体的な支援改善に取り組むとともに、風通しのよい組織づくりに向け、職員

間のコミュニケーションのあり方を抜本的に見直し、園の体質改善を進めていく。

- ・ 今後、匿名アンケートについては、支援改革プロジェクトチームなど第三者による客観的な調査を依頼する。

## イ 原因不明の骨折事故等への対応

虐待事案等が発生するたびに、再発防止策を講じてきたが、新しいルールや仕組み等が未整理のまま機能していないことから、ゼロから見直し、一から必要なものを精査した上で、次の内容を含めたリスク・組織マネジメントの仕組みを作っていく。

<主な内容>

- ・ アンガーマネジメントを含めた職員のメンタルマネジメントを支援する体制を構築し、不適切な支援を未然に防止する。
- ・ 事件事案への不適切な対応を早期に発見し、未然に防止する。
- ・ 原因が特定できない事故について、園長をトップとした緊急会議を開催し、原因究明や再発防止策を検討する。
- ・ 原因が特定できない負傷事故は、必ず外部医療機関の医師の所見を伺い、それでも原因不明の場合は、法医学医師の所見を伺う。
- ・ 原因究明の過程において、一人でも虐待を疑うような職員がいた場合は、速やかな虐待通報を徹底する。